

加西市新型コロナウイルスワクチン実施計画 ～オミクロン対応2価ワクチン接種～

令和4年9月

健康福祉部 新型コロナウイルスワクチン接種対策室

本資料は、現時点の計画内容であり、今後、国の方針、ワクチンの供給状況、接種状況により、内容を変更する場合があります。

国の方針

国の位置づけ

(第17回自治体説明会資料より)

令和4年9月12日、製造販売承認事項一部承認により、ファイザー社及びモデルナ社の2価のオミクロン対応ワクチンによる追加接種が薬事承認された。第37回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会での議論の結果、これらのワクチンによる追加接種が、特例接種に位置付けられた。

【接種の目的】

2価のオミクロン株対応ワクチンはオミクロン株の成分が含まれるため、現在、感染の主流となっているオミクロン株に対する、重症化予防効果、感染・発症予防効果それぞれに寄与する免疫をより強く誘導し、亜系統の違いに関わらず、1価の従来型ワクチンを上回る重症化予防効果があることが期待されるとともに、短い期間である可能性はあるものの、オミクロン株に対する発症予防効果や感染予防効果も期待される。また、抗原性の異なる2種類の抗原が提示されることになり、誘導される免疫も、より多様な新型コロナウイルスに広範に作用する。そのため、今後の変異株に対して有効である可能性が高いことが期待される。よって、重症化予防はもとより、発症予防、感染予防を目的に接種を行う。

法的根拠

新型コロナウイルスワクチンの接種については、予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第2項の特例規定に基づき実施するもので、同法第6条第1項の臨時接種とみなして同法の各規定が適用されます。

ワクチン接種の公的関与の規定

(第17回自治体説明会資料より)

…接種勧奨（予防接種法第8条）：全ての接種対象者

…努力義務（予防接種法第9条）：全ての接種対象者

	1・2回目	3回目	4回目	5回目
60歳以上	オミクロン株対応ワクチン			
12～59歳				
5～11歳				
4歳未満				

※ 1・2回目接種及び5～11歳の小児への接種については、引き続き従来株ワクチンを使用

ワクチンの種類と対象者

ワクチン種類と対象者

ワクチン名	ワクチン種類	初回接種対象者	3回目接種対象者	4回目接種対象者	5回目接種対象者
小児用ファイザー社ワクチン	mRNA	5歳～11歳	5歳～11歳	—	—
ファイザー社従来型ワクチン	mRNA	12歳以上	12歳以上	・ 60歳以上 ・ (※1)	—
モデルナ社従来型ワクチン	mRNA	12歳以上	18歳以上	・ 60歳以上 ・ (※1)	—
武田社ワクチン（ノババックス）	組換えタンパク	12歳以上	18歳以上	—	—
ファイザー社オミクロン株対応2価ワクチン（BA.1）	mRNA	—	12歳以上	12歳以上	12歳以上
モデルナ社オミクロン株対応2価ワクチン（BA.1）	mRNA	—	18歳以上	18歳以上	18歳以上

※1 18～59歳で基礎疾患等を有する方または医療従事者等・高齢者施設従事者

※現時点はオミクロン株対応2価ワクチンは1人1回の接種とされています

接種対象

対象者

2回目接種を完了している12歳以上のすべての方

対象者数 35,585人（令和4年9月12日現在）

※すでに4回目接種を済まされている方は、5回目として接種可能です

接種間隔

前回の接種から5か月以上経過後

接種回数

1回 ※オミクロン株対応ワクチン接種は1人1回とされています

ワクチン

- ・ファイザー社オミクロン株（BA.1）対応2価ワクチン
- ・モデルナ社オミクロン株（BA.1）対応2価ワクチン

接種体制と接種予約

個別接種

9月26日以降準備の整った医療機関から開始します

場所：市内協力医療機関

使用ワクチン：ファイザー社製

集団接種

9月29日より開始します

場所：健康福祉会館大ホール

使用ワクチン：ファイザー社製及びモデルナ社製

予約開始時期

接種可能日が到来していれば予約は可能です

ただし、集団接種会場は次に示す接種券発送、接種勧奨時期の順に予約を受付ます

接種体制と接種予約

接種券の送付と接種勧奨案内

- 3回目接種完了者で、現行の4回目接種（60歳以上、18～59歳は基礎疾患等のある方、医療従事者等）の対象者でない方には、新たに接種券を送付します
- すでに接種券をお持ちで、4回目接種がまだの方、3回目接種がまだの方には、お持ちの接種券を使用して、接種いただく様に、接種勧奨のご案内を送付します
- 現行の4回目接種対象者で、従来型ワクチンでの4回目接種を済まされた方には、5回目接種が可能な時期に接種券を送付します

4回目接種券の送付時期

3回目接種時期	発送予定時期	発送数
～令和4年3月	9月26日の週	約4,400
～令和4年5月	10月3日の週	約6,200

※以降も順次、接種券を発行します

接種体制と接種予約

接種勧奨案内時期

項目	発送予定時期	発送数
現行の4回目未接種者の勧奨	9月16日	約4,500
3回目未接種者の勧奨 2回目接種時期：～令和3年9月	10月11日の週	約2,700
3回目未接種者の勧奨 2回目接種時期：～令和4年5月	10月17日の週	約3,800

※以降も順次、接種券を発行します

5回目接種券の発送時期

現時点では5か月の接種間隔ですが、海外の知見等を踏まえ短縮の方向で検討されています。決定した国の方針に従い、順次、接種券を発送します。

対象者：約13,000人

接種体制と接種予約

接種予約とワクチン種類

接種の状況

接種券発送・予約

接種ワクチン

1・2回目
未接種の方



送付済みの1・2回目接種券で
予約できます

3回目
未接種の方



送付済みの3回目接種券で
予約できます
接種勧奨の案内を送付します

3回目接種済
60歳以上の方※



送付済みの4回目接種券で
予約できます
接種勧奨の案内を送付します

オリジナル株対応
ワクチンを接種

オミクロン株対応
ワクチンを接種

※基礎疾患等や医療従事者等で接種券を交付した方を含みます

3回目接種済
12～59歳の方



9月下旬以降順次接種券を発行
します。接種券が届き次第
予約できます

接種体制と接種予約

優先接種

現行の4回目接種率（60歳以上）は約8割（9月12日現在、15,108人に接種券を発行し、12,064人が接種済）に達し、一定の完了が見込まれることから、国の方針に基づき、9月下旬から優先接種を実施します

- ・ 市内に勤務する保育士・教職員、学童保育園等の従事者等
- ・ 公共交通機関等の職員
- ・ 市職員等 ※市職員等は集団接種及び個別接種のキャンセル枠を利用します

国の方針や、感染状況により優先接種対象者を追加する場合があります

接種のお知らせ及び接種勧奨

広報
ホームページ
加西市公式LINE

加西市公式LINE

随時最新情報を掲載しています



接種についてのお知らせ、説明書

中止等のお知らせ

台風等で外出が危険と見込まれる場合や災害等の場合は、集団接種を中止します

※中止の連絡は、市予約専用コールセンターもしくは新型コロナウイルスワクチン接種対策室より個別にお知らせをします。また、市ホームページ、市LINE等でも中止のお知らせをします。

相談体制

区分	相談内容	問合せ先	電話番号等
市	集団接種、一部個別接種の予約、接種医療機関、接種券の再発行、健康被害救済制度等に関すること	市ワクチン予約専用コールセンター	【予約専用】 42-2204 (祝日除く月～金9:00～17:00)
県	副反応、医療に関すること	兵庫県新型コロナワクチン専門相談	TEL : 0570-006-733 (9:00～21:00平日・土日・祝日・年末年始も実施) FAX : 078-361-1814 聴覚障がいのある方は様式あり 多言語専門相談 TEL:050-3174-4567 FAX:078-361-1814
	県が実施する大規模接種会場に関すること	専用コールセンター	TEL : 0570-033-185 (毎日9:00～18:00)
国	コロナワクチンに関すること	厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター	TEL : 0120-761-770 (毎日9:00～21:00)

相談体制

遷延する副反応や症状などへの相談

(兵庫県HPより引用)

兵庫県は、新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応に対する医療体制として、身近な医療機関が接種後の副反応を疑う症状を認めた場合で、遅延性の副反応や遷延する症状など、より専門的な助言・対応が必要な場合、診察した医療機関が専門的な医療機関に相談できる体制を確保しています。

専門的な医療機関への相談は、副反応を疑う症状等を診察した県内の医療機関からのみとされていますので、副反応等の気になる症状があれば、まずは接種医やかかりつけ医等の身近な医療機関に相談・受診してください。

予防接種健康被害救済制度

予防接種では健康被害（病気になったり障がいが残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすることはできないことから、救済制度が設けられています。新型コロナウイルスワクチン予防接種によって健康被害が生じた場合にも、その健康被害を受けたことによるものと厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金の給付）などが受けられます。申請については、市コールセンターにお問合せください。

新型コロナウイルスワクチン予防接種に係る証明

予防接種に係る証明

■新型コロナウイルスワクチン予防接種済証

接種券を用いて接種を受けた方にお渡しします。
接種券一体型予診票の左側が予防接種済証となります。

接種が終わった後も大切に保管してください

■接種証明書（通称：ワクチンパスポート）

予防接種済証とは別に当該予防接種を受けたことを証する書類です。申請により交付します。

「パスポート情報等を記載した海外用及び日本国内用の接種証明書」と「パスポート情報等の記載のない日本国内用の接種証明書」の2種類が書面または電子版で交付可能です。

申請先：接種時点で住民票のある市町村

- ①書面で交付（コンビニ交付を除く）の場合：市町村の窓口（郵送申請・電子申請含む）
- ②電子（スマホ）での交付の場合：スマホ上の専用アプリで申請
- ③コンビニ交付の場合：対象のコンビニ（市内ではセブン-イレブン）等の店舗内の端末で申請

※②③はマイナンバーカードと暗証番号4桁が必要です